

副官	謀	參	經濟	總務
	D	C	B	A

田集經主第二聯

制限超過持歸リ金ニ對シ預證發行ノ件

昭和二十一年二月四日

田中集團參謀長

殿

(位)

軍人軍屬ノ制限超過持歸リ金ニ關シテハ左記ノ通

決定セル旨 總軍ヨリ 總經主電第五四六二号ニテ 通牒

アリタルヲ以テ 希望者ニ對シテハ 右ニ依リ 實施相成度

通牒ス

通所ノ文ガ 押戻シハ 岸向内地ニ於テ 實施スレ難キモノト

思料セラル、ニ付 回收ニ當リテハ 其ノ旨 預託者ニ豫メ

十分了解セシメ 置カレ度

左記

一 制限(將校五〇月 下士官二〇〇月 軍屬一〇〇月)超過金ニ對

シテ 復員管理官ノ 預證ヲ 携行スルモノトス

展已大(夜) 櫻井立大計

一 本預證ハ部隊出納官更ニ於テヨリ現地通貨ヲ回收シ

領收ヲ證シタル上復員管理官其書證明スルモノトス

復員管理官ハ證明捺印ノ控トシテ預金連心簿ヲ調製シ置フモノトス

三 制限超過金額ヲ回入シ歲入ニ納付シ其ノ歲入科目ハ「回收金

受入トシテ前歲資金(添給)ニ差継整理スルモノトス

四 本預證ノ様式ハ田集全第ニ四号ニ三号ニ準ズルモノ現地通

貨建トシ上欄ニ「制限外」ト朱書スルモノトス 證明ノ記載方

ハ「石出納官更ニ於テ預リタルコトヲ證明ス尚本預証金額ニ對

スル拂戻シ乃至保証ハ日本政府ニ於テ定メラルモノトストシ復員

管理官證明書目録記名捺印スルモノトス

五 交換率、田集全第ニ四号ニ依ルモノトス

六 各部隊ハ右預証ノ整理整備ノ上陸地復員本部ニ提出スルモノトス

又以上ノ手續ハ二月ニ達シ悉皆完了シ本手續ヨリ回收シ前接

資金ニ差継受領シ金額ヲ二月末日迄ニ到着スル如ク集團

管理部ニ通報スルモノトス